

自衛隊の災害派遣に関する実態調査
— 家畜伝染病への対応に関して —

結果報告書

令和4年4月

総務省行政評価局

前 書 き

家畜の伝染性疾病は、ウイルス、細菌、寄生虫等の病原体によって家畜や野生動物等から家畜に感染する疾病であり、一たびまん延した場合、疾病によっては家畜の殺処分が必要となり、畜産業に深刻な被害を及ぼすおそれがある。

我が国では、豚熱については、平成 30 年 9 月に 26 年ぶりに発生が確認されて以降、感染が拡大しており、また、高病原性鳥インフルエンザについては、令和 2 年 11 月に 2 年 10 か月ぶりに発生が確認され、2 年度における殺処分羽数は、過去最大の約 987 万羽となっている。このような中、これらの家畜の殺処分について、都道府県知事が自衛隊の派遣要請を行うケースも多く生じている。

このように、近年、自衛隊による災害派遣活動は、自然災害に伴う人命救助・被災者支援等にとどまらず多様化しているところ、家畜伝染病対策を実施する都道府県において役割分担が明確にされないまま自衛隊の派遣要請が行われている等の指摘もある。しかし、都道府県等における家畜伝染病発生時の対応状況や、平素からの取組の状況は必ずしも明らかになっていない。

本調査は、家畜伝染病発生時における関係機関の対応等について実態を把握し、その課題と対応方策を検討することを目的に実施したものである。

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	2
1 自衛隊の災害派遣の現状等	2
(1) 家畜の殺処分に関する関係機関の役割と自衛隊災害派遣の仕組み	2
(2) 家畜伝染病の発生状況及び自衛隊の災害派遣状況	5
(3) 本調査の対象	8
2 自衛隊の災害派遣に関する実態	9
(1) 災害派遣要請の決定プロセス等	9
(2) 家畜の殺処分に関する人員の確保	13
(3) 災害派遣活動時における自衛隊との連携	17
3 その他の取組の実施状況	21
4 まとめ	23
資料編	25

第1 調査の目的等

1 目的

近年、自衛隊による災害派遣活動は多様化しているところ、本調査は、家畜伝染病発生時における関係機関の対応等について実態を把握し、その課題と対応方策を検討することを目的に実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

農林水産省、防衛省

(2) 関連調査等対象機関

17 都道府県（茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、富山県、岐阜県、愛知県、三重県、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、宮崎県、鹿児島県）

※ 上記のほか、28 都道府県に対して書面調査を実施

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

4 実施期間

令和3年7月～4年4月

第2 調査結果

1 自衛隊の災害派遣の現状等

(1) 家畜の殺処分に関する関係機関の役割と自衛隊災害派遣の仕組み

家畜の伝染性疾病の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的として制定された家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）では、家畜の所有者が、飼養家畜の伝染性疾病対策について第一義的責任を有していることが定められている一方で、都道府県が、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を適切に講ずるために必要な体制の整備を図りつつ、これらの措置を一体的かつ効果的に実施することとされている。また、都道府県が行う防疫措置に関し、国は、その適切な実施を確保するために必要な助言を行い、市町村は、当該措置に協力することとされている。

家畜の伝染性疾病について、家畜伝染病予防法では、その発生によるまん延を防止するため、殺処分等の強力な措置を講ずる必要があるものを「家畜伝染病」として家畜の種類ごとに指定している。また、家畜伝染病予防法第3条の2の規定に基づき、家畜伝染病のうち、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるもの（特定家畜伝染病）について、農林水産大臣がこれらの措置に関する基本的な方針等を内容とする指針（特定家畜伝染病防疫指針。以下「防疫指針」という。）を策定しており（注1）、都道府県知事等は、防疫指針に基づき、これらの措置を講ずることとされている（参考1）。近年、家畜の殺処分に関し、都道府県知事による自衛隊の派遣要請が行われている豚熱及び高病原性鳥インフルエンザについては、特定家畜伝染病として防疫指針が策定されている（表1-(1)-①）。

防疫指針では、家畜伝染病発生時における防疫措置に必要な人員の確保について、都道府県は、発生農場における家畜の殺処分等に必要な人員に関する具体的な防疫計画を策定し、農林水産省に報告することとされており、都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難な場合には、農林水産省、他の都道府県等からの派遣を要請し、なお人員が不足する場合には、自衛隊の派遣要請を検討することとされている（参考2）。

なお、農林水産省が各都道府県に対して通知している防疫指針に係る留意事項では、都道府県は、自衛隊等の関係機関に協力を要請する場合、農林水産省と調整することとされている（参考3）。

家畜伝染病発生に対する自衛隊の派遣要請は、自衛隊法（昭和29年法律

第165号)第83条第1項及び第2項の規定に基づき行われている。都道府県知事は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣等に要請することができることとされており、防衛大臣等は、事態やむを得ないと認める場合(注2)には、部隊等を救援のため派遣することができることとされている(参考4)。

(注1) 豚熱については、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」(令和2年7月1日農林水産大臣公表。令和3年10月1日一部変更)が、また、高病原性鳥インフルエンザについては、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(令和2年7月1日農林水産大臣公表。令和3年10月1日一部変更)が、それぞれ策定されている。

(注2) 防衛省では、「事態やむを得ないと認める場合」に該当するか否かは、三要件(①緊急性(状況からみて差し迫った必要性があること)、②公共性(公共の秩序を維持する観点において妥当性があること)、③非代替性(自衛隊の部隊等が派遣される以外に適切な手段がないこと)の観点)を総合的に勘案して判断されるものと説明しており、自衛隊の災害派遣は、緊急的・一時的な支援であるとしている。

表1-(1)-① 家畜の伝染性疾病の区分

区分	説明	伝染性疾病的種類
家畜伝染病 (28疾病)	その病性、発生状況、予防・治療法の有無、畜産情勢等を勘案し、発生によるまん延を防止するため、殺処分等の強力な措置を講ずる必要があるもの	口蹄疫 豚熱 馬伝染性貧血 高病原性鳥インフルエンザ 腐蝕病 ^そ 等
特定家畜伝染病 (8疾病)	家畜伝染病のうち、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるもの	牛疫 牛肺疫 口蹄疫 ^{てい} 豚熱 アフリカ豚熱 高病原性鳥インフルエンザ 低病原性鳥インフルエンザ 牛海綿状脳症
届出伝染病 (71疾病)	家畜伝染病のように強力な措置を講ずる必要はないものの、家畜伝染病との類症鑑別上問題となりやすい疾病や行政機関が早期に疾病の発生を把握し、その被害を防止することが必要な家畜伝染病に準ずる重要な伝染性疾病	牛丘疹性口内炎 ^{しん} 牛ウイルス性下痢 牛伝染性鼻気管炎 豚水疱疹 ^{ほうしん} 豚丹毒 鶏伝染性気管支炎 鳥インフルエンザ 等

(注)1 家畜伝染病予防法による分類及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構のホームページに基づき、当省が作成した。

2 「伝染性疾病的種類」について、指定されている家畜の種類は省略している。

(参考1) 家畜伝染病予防法(抄)
(特定家畜伝染病防疫指針等)

第三条の二 農林水産大臣は、家畜伝染病のうち、牛疫、牛肺疫、口蹄疫^{てい}、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザその他特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして農林水産省令で定めるもの(以下この条において「特定家畜伝染病」という。)について、次に掲げる事項を内容とする指針(以下この条において「特定家畜伝染病防疫指針」という。)を作成し、公表するものとする。

- 一 特定家畜伝染病の発生の予防及びまん延(当該特定家畜伝染病が牛疫、牛肺疫、口蹄疫^{てい}、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザである場合にあっては、家畜以外の動物における当該伝染性疾病のまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を含む。以下この条において同じ。)の防止のための措置に関する基本的な方針
- 二 家畜が患畜又は疑似患畜であるかどうかを判定するために必要な検査に関する事項
- 三 消毒、家畜等の移動の制限その他特定家畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、特定家畜伝染病に応じて必要となる措置の総合的な実施に関する事項

2 (略)

3 都道府県知事、家畜防疫員及び市町村長は、特定家畜伝染病防疫指針及び特定家畜伝染病緊急防疫指針に基づき、この法律の規定による特定家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるものとする。この場合において、都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村長に対し、当該措置の実施に関し、協力を求めることができる。

4～7 (略)

(参考2) 「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」(抄)

第3章 まん延防止対策

第1節 豚等における対応

第6 病性等判定時の措置

4 防疫措置に必要な人員の確保

(1) 都道府県は、第2-2の2の(1)に基づき事前に策定した動員計画及び第4の4で講じた措置をもとに、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する具体的な防疫計画を策定し、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力を得て、迅速な防疫措置の実施に必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。

なお、具体的な防疫計画の策定に当たって、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣を受けてもなお迅速な防疫措置の実施に必要な人員が不足する場合には、自衛隊への派遣要請を検討する。

(2) 都道府県は、(1)により策定した具体的な防疫計画に基づいて、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合は、動物衛生課と協議する。

(参考3) 「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生前予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」(令和3年10月1日付け3消安第3495号農林水産省消費・安全局長通知)(抄)

【留意事項49】防疫措置に必要な人員の確保に関する事項

1・2 (略)

3 都道府県は、他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合には、必要な人員、期間、作業内容等について、動物衛生課と協議すること。動物衛生課は、各都道府県と調整し、具体的な派遣スケジュールを作成する。

4 都道府県は、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県から応援を受けてもなお迅速な防疫措置の実施に必要な人員が不足し、関係機関に協力を要請する場合、動物衛生課と調整するとともに、関係部局間での密接な連携を図ること。

5 (略)

(参考4) 自衛隊法(抄)
(災害派遣)

第八十三条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。

2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

3～5 (略)

(2) 家畜伝染病の発生状況及び自衛隊の災害派遣状況

我が国では、平成23年度以降の10年間で、豚熱及び高病原性鳥インフルエンザの二つの特定家畜伝染病が発生している(表1-(2)-①)。

豚熱については、平成30年9月に26年ぶりとなる発生が確認されて以降、感染が拡大しており、また、高病原性鳥インフルエンザについては、令和2年11月に2年10か月ぶりとなる発生が確認されて以降、これまでにない規模の流行となり、2年度における殺処分羽数は、過去最大の約987万羽となっている。

このように、近年、豚熱及び高病原性鳥インフルエンザが多発している中、家畜の殺処分について、都道府県知事が自衛隊の派遣要請を行う事例も多数生じており、令和2年9月から3年4月までの間で、豚熱については6都道府県9事例のうち6事例において、また、高病原性鳥インフルエンザについては18都道府県52事例のうち31事例において、それぞれ自衛隊が派遣されている(表1-(2)-②)。

これらの派遣された自衛隊においては、豚の場合には、主に殺処分場への追い込み、死体の運搬等、また、鶏の場合には主に袋詰め、袋への二酸化炭素の注入(殺処分)等の作業が実施されている。

表1-(2)-① 我が国における豚熱及び高病原性鳥インフルエンザの発生状況
(直近10年の推移)

年度	豚熱		高病原性鳥インフルエンザ	
	事例数 (都道府県数)	飼養数 (単位:頭)	事例数 (都道府県数)	飼養数 (単位:万羽)
平成23	-	-	-	-
24	-	-	-	-
25	-	-	-	-
26	-	-	6(5)	約46.3
27	-	-	-	-
28	-	-	12(9)	約166.7
29	-	-	1(1)	約9.1
30	17(5)	70,703	-	-

年度	豚熱		高病原性鳥インフルエンザ	
	事例数 (都道府県数)	飼養数 (単位：頭)	事例数 (都道府県数)	飼養数 (単位：万羽)
令和元	41 (8)	94,795	-	-
2	5 (5)	15,596	52 (18)	約 987

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。
2 「事例数」は、飼養家畜に関するものであり、野生動物に関するものは含まない。
3 「飼養数」は、殺処分時の数値であり、精査中のものを含む。また、関連農場における殺処分頭羽数を含む。

表 1-(2)-② 近年における豚熱及び高病原性鳥インフルエンザの発生状況（令和 2 年 9 月～3 年 4 月）

①豚熱

No.	発生年月	発生都道府県	飼養数 (単位：頭)	自衛隊派遣
1	令和 2 年 9 月	群馬県高崎市	5,887	有
2	2 年 12 月	山形県鶴岡市	1,327	
3	2 年 12 月	三重県伊賀市	7,026	有
4	3 年 1 月	和歌山県かつらぎ町	267	
5	3 年 3 月	奈良県奈良市	1,089	
6	3 年 4 月	群馬県前橋市	9,790	有
7	3 年 4 月	三重県津市	10,000	有
8	3 年 4 月	栃木県那須塩原市	17,000	有
9	3 年 4 月	栃木県那須塩原市	22,000	有

②高病原性鳥インフルエンザ

No.	発生年月	発生都道府県	飼養数 (単位：万羽)	自衛隊派遣
1	令和 2 年 11 月	香川県三豊市	採卵鶏 約 31.7	有
2	2 年 11 月	香川県東かがわ市	採卵鶏 約 4.6	有
3	2 年 11 月	香川県三豊市	肉用種鶏 約 1.1	
4	2 年 11 月	香川県三豊市	肉用種鶏 約 1.0	
5	2 年 11 月	香川県三豊市	採卵鶏 約 7.7	有
6	2 年 11 月	香川県三豊市	採卵鶏 約 29.2 肉用鶏 約 7.4	有
7	2 年 11 月	香川県三豊市	採卵鶏 約 43.9	有
8	2 年 11 月	香川県三豊市	採卵鶏 約 7.5	有
9	2 年 11 月	福岡県宗像市	肉用鶏 約 9.2	有
10	2 年 11 月	兵庫県淡路市	採卵鶏 約 14.5	有
11	2 年 12 月	宮崎県日向市	肉用鶏 約 4.0	
12	2 年 12 月	宮崎県都農町	肉用鶏 約 3.0	有
13	2 年 12 月	香川県三豊市	採卵鶏 約 34.8	有
14	2 年 12 月	香川県三豊市	採卵鶏 約 1.9	有
15	2 年 12 月	宮崎県都城市	肉用鶏 約 3.6	
16	2 年 12 月	奈良県五條市	採卵鶏 約 7.7	有

No.	発生年月	発生都道府県	飼養数（単位：万羽）	自衛隊派遣
17	2年12月	広島県三原市	採卵鶏 約13.7	有
18	2年12月	宮崎県都城市	肉用鶏 約5.9	有
19	2年12月	宮崎県小林市	肉用鶏 約4.3	有
20	2年12月	大分県佐伯市	肉用鶏 約5.6	
21	2年12月	和歌山県紀の川市	採卵鶏 約6.8	有
22	2年12月	岡山県美作市	育雛 約64.5	有
23	2年12月	滋賀県東近江市	採卵鶏 約1.0	
24	2年12月	宮崎県宮崎市	採卵鶏 約11.4 育雛 約1.1	有
25	2年12月	香川県三豊市	採卵種鶏 約2.8	
26	2年12月	宮崎県日向市ほか	肉用鶏 約4.6	有
27	2年12月	高知県宿毛市	採卵鶏 約2.7	
28	2年12月	香川県三豊市	肉用鶏 約2.9	
29	2年12月	徳島県阿波市	採卵鶏 約0.8	
30	2年12月	宮崎県宮崎市	肉用種鶏 約3.3	
31	2年12月	香川県三豊市	肉用鶏 約2.5	
32	2年12月	千葉県いすみ市	採卵鶏 約116	有
33	2年12月	宮崎県小林市	肉用鶏 約15.0	有
34	3年1月	岐阜県美濃加茂市	採卵鶏 約6.8	
35	3年1月	千葉県いすみ市	採卵鶏 約115	有
36	3年1月	鹿児島県さつま町	肉用鶏 約3.2	
37	3年1月	千葉県横芝光町ほか	あひる 約1.2	
38	3年1月	富山県小矢部市	採卵鶏 約14.1	有
39	3年1月	千葉県匝瑳市	あひる 約0.5	
40	3年1月	宮崎県新富町	採卵鶏 約8.0	有
41	3年2月	茨城県城里町	採卵鶏 約84	有
42	3年2月	千葉県匝瑳市ほか	採卵鶏 約17.7	
43	3年2月	千葉県旭市	採卵鶏 約42	有
44	3年2月	千葉県多古町	採卵鶏 約115	有
45	3年2月	宮崎県新富町	採卵鶏 約24	有
46	3年2月	千葉県匝瑳市	採卵鶏 約25.6	有
47	3年2月	徳島県美馬市	肉用鶏 約0.8	
48	3年2月	千葉県匝瑳市	採卵鶏 約7.9	有
49	3年2月	千葉県匝瑳市	採卵鶏 約27.8	有
50	3年2月	千葉県匝瑳市	育雛 約3.9	
51	3年2月	宮崎県都城市	肉用鶏 約3.9	
52	3年3月	栃木県芳賀町	採卵鶏 約7.7	

(注) 1 農林水産省及び防衛省の資料に基づき、当省が作成した。

2 事例は、飼養家畜に関するものであり、野生動物に関するものは含まない。

3 「飼養数」は、殺処分時の数値であり、精査中のものを含む。また、関連農場において殺処分したものがあつたものについては、殺処分頭羽数を合算している。

(3) 本調査の対象

本調査では、家畜伝染病発生時における自衛隊の災害派遣に関する関係機関の対応等について実態を把握し、その課題と対応方策を検討する観点から、農林水産省、防衛省及び都道府県を調査の対象とした。

都道府県については、令和2年9月から3年4月までの間に発生した豚熱又は高病原性鳥インフルエンザにおいて、自衛隊の派遣要請を行った都道府県を中心に、17都道府県を実地調査の対象とした(表1-(3)-①)。また、家畜伝染病発生時の対応に備えた平素の取組状況について実態を把握するため、実地調査対象の17都道府県のほか、豚及び鶏双方の飼養規模が僅少である東京都及び大阪府を除いた28都道府県を書面調査の対象とした。

表1-(3)-① 家畜伝染病ごとの実地調査対象都道府県数

家畜伝染病の種類	都道府県数	
	自衛隊派遣事例あり (R2.9~3.4)	自衛隊派遣事例なし (R2.9~3.4)
豚熱	4	3
高病原性鳥インフルエンザ	14	11
計(実都道府県数)	17	14

(注) 豚熱及び高病原性鳥インフルエンザの双方について調査した都道府県があるため、計と内訳は一致しない。

2 自衛隊の災害派遣に関する実態

(1) 災害派遣要請の決定プロセス等

自衛隊の災害派遣については、前述のとおり、自衛隊法に基づく都道府県知事からの要請によることとされており、防疫指針等において、都道府県は、防疫措置に必要な人員の確保について、都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難な場合には、農林水産省、他の都道府県等からの派遣を要請し、なお人員が不足する場合には、自衛隊の派遣要請を検討し、自衛隊等の関係機関に協力を要請する場合、農林水産省と調整することとされている。

また、都道府県においては、防疫指針に基づく防疫措置を講ずるため、防疫マニュアルが策定されており（注1）、その中で防疫措置に必要な人員の確保に関する手順を定めている都道府県もみられる。

（注1） 「家畜防疫を総合的に推進するための指針」（平成13年9月6日農林水産大臣公表）において、国は、主要な伝染性疾病の防疫方針、発生予防措置の実施、発生時の家畜伝染病予防法に基づく殺処分、移動制限等のまん延防止措置の実施、家畜所有者、獣医師、関係業者等が行うべき措置、組織体制の構築等に関する事項について具体的に記載した要領を定め、都道府県は、必要に応じ、国が定める要領を基本として、地域の実情を踏まえた都道府県の防疫要領を策定するよう努めることとされている。

ア 調査対象都道府県における自衛隊の派遣要請の決定プロセス

自衛隊派遣の要請手続について、今回調査した45都道府県のうち、どのような手順を経て要請を決定するかなどを定めた指針等を策定しているのは、豚熱が27都道府県（60.0%）、高病原性鳥インフルエンザが30都道府県（66.7%）であった。その内容については、各都道府県の家畜の飼養状況によって様々だが、農林水産省が示した防疫指針をなぞった記述となっているもののほか、自衛隊の派遣要請に至るまでの動きについて、農林水産省や自衛隊との調整を含め、時系列で具体的な手順が定められているものもみられた。

また、指針等を策定していない都道府県では、その理由として、自衛隊との連絡窓口である危機管理部局との情報共有が的確に図られていれば、自衛隊との調整に支障を来すことはないこと等を挙げている。

イ 自衛隊派遣の要請基準

防疫指針では、家畜伝染病発生時の殺処分に関し、病性判定後、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置が完了してから（注2）、24時間以内を目安として完了することとされている。また、防疫指針に係る留意事項では、当該目安に係る飼養規模の想定を、防疫措置に特段の支障が生じない環境下の農場において、肥育豚で1,000～2,000頭程度、肉

用鶏平飼いで5～10万羽程度、採卵鶏ケージ飼いで3～6万羽程度とされている。

一方、自衛隊派遣の要請基準については、今回調査した45都道府県のうち、豚熱で19都道府県（42.2%）、高病原性鳥インフルエンザで24都道府県（53.3%）において定められていた。このうち、今回実地調査した17都道府県では、要請基準を定めているものが豚熱、高病原性鳥インフルエンザともに11都道府県であった。その考え方については、農林水産省が示した目安に照らして、24時間以内の殺処分完了が困難な場合に自衛隊派遣を要請することとしているものが多く、発生農場の飼養規模の想定については、i) 都道府県職員等の都道府県内の動員数からみて24時間以内の殺処分が可能な飼養規模以上としているもの、ii) 防疫指針で想定している飼養規模を設定しているもの等がみられたが、全ての都道府県において、防疫指針に係る留意事項の想定と同等又はそれ以上の飼養規模が設定されていた（表2-(1)-①）。

また、自衛隊派遣の要請基準を策定していない都道府県では、その理由として、防疫指針も勘案して殺処分完了に要する時間を重視しており、飼養規模だけでは判断できず、状況により総合的に判断していること等が挙げられたほか、中には、基準としては定めていないが、目安として一定の飼養規模数以上の場合に派遣要請を行うことを想定している都道府県もみられた。

（注2） これらの措置について、必要に応じて病性判定前に実施することとされている。

表2-(1)-① 調査対象都道府県における自衛隊の派遣要請基準の例

No.	派遣要請基準の内容
1	<p>(豚熱)</p> <p>1,400頭を超える規模での発生や県内で同時に多発するなどにより、本県職員の動員では、発生農場の殺処分が24時間以内に完了することが困難であると見込まれる場合は、自衛隊の派遣を要請する。</p> <p>(高病原性鳥インフルエンザ)</p> <p>6万羽を超える飼養規模での発生や県内で同時に多発するなどにより、本県職員の動員では発生農場の殺処分が24時間以内に完了することが困難であると見込まれる場合は、自衛隊の派遣を要請する。</p>
2	<p>(豚熱)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内において、飼養頭数がおおむね豚2,000頭（母豚の頭数が200頭）を超え、又は複数の飼養農場で連続して発生した場合であって、県のみでは速やかな対応が困難となることが予想されるとき ・ その他、知事が必要と認めるとき <p>(高病原性鳥インフルエンザ)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・県内において、飼養羽数がおおむね鳥 70,000 羽を超え、又は複数の家きん飼養農場で連続して発生した場合であって、県のみでは速やかな対応が困難となることを予想されるとき ・その他、知事が必要と認めるとき
--	--

(注) 当省の調査結果による。

(参考 1) 「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」 (抄)

第 3 章 まん延防止対策

第 1 節 豚等における対応

第 7 発生農場等における防疫措置

1 と殺 (法第 16 条)

(1) ・ (2) (略)

(3) 都道府県は、第 5 の 2 により患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに、発生農場及び発生農場の周囲 1km 以内の区域に位置する農場 (第 12 の 2 の (1) の検査の対象農場に限る。) の外縁部及び豚舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置を行う。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施する。

(4) 患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として第 5 の 2 により患畜又は疑似患畜であると判定された後、(3) の発生農場における措置が完了してから目安として 24 時間以内にと殺を完了する。

(5) ~ (10) (略)

(参考 2) 「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」 (抄)

【留意事項 54】 24 時間以内のと殺の完了と 72 時間以内の焼埋却について

早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速なと殺とその死体の処理が重要であることから、24 時間及び 72 時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫措置に特段の支障が生じない環境下の農場において、肥育豚飼養農場で 1,000 から 2,000 頭程度の飼養規模を想定している。

様々な農場の飼養規模、畜舎の構造、気象条件等の状況により、要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫措置従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に即した防疫措置の遂行に努めること。

(略)

(参考 3) 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」 (令和 3 年 10 月 1 日付け 3 消安第 3495 号農林水産省消費・安全局長通知) (抄)

【留意事項 34】 24 時間以内のと殺の完了と 72 時間以内の焼埋却について

早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速なと殺とその死体の処理が重要であることから、24 時間及び 72 時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫措置に特段の支障が生じない環境下の農場において、肉用鶏平飼いで 5 から 10 万羽程度の飼養規模を、採卵鶏ケージ飼いで 3 から 6 万羽程度の飼養規模を想定している。

様々な農場の飼養規模、家きん舎の構造、気象条件等の状況により、要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫措置従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に即した防疫措置の遂行に努めること。

(略)

このように、調査した都道府県では、自衛隊災害派遣に関する指針や要請基準の策定状況は様々であったが、実際に家畜の所有者等から異常家畜を発見した旨の届出を受けた際には、農林水産省及び自衛隊に対し

てその旨及び発生農場の所在地等について逐次連絡し、早期の段階から自衛隊の派遣要請に関する調整を図っており、指針等の策定状況により自衛隊派遣要請の円滑な実施に差が生じているものはみられなかった。

一方で、これらが策定されていた都道府県では、事前に考え方が整理されていることにより、災害派遣要請までの手続がスムーズに進んだとする意見もあった。また、中には家畜伝染病の発生に備え、自衛隊との打合せを実施し、家畜伝染病発生時における連絡調整の方法、要請基準等について情報共有を図っている例もあり（表 2-(1)-②）、今後の家畜伝染病の発生に備えて、これらの取組を検討することも有益であると考えられる。

表 2-(1)-② 家畜伝染病の発生に備えた自衛隊との打合せが実施されている例

No.	内容
1	平素の取組として、毎年、高病原性鳥インフルエンザ流行期の直前となる10月頃を期に、自衛隊と県で打合せを行い、要請の目安、連絡の方法、作業内容等について確認している。また、県が実施する防疫訓練にも自衛隊の参加を呼び掛け、円滑な防疫対応ができるよう取り組んでいる。
2	毎年、家畜伝染病が流行する時期（冬）の前に自衛隊と家畜伝染病が発生した場合の対応等について協議を行っており、派遣要請手順については、家畜伝染病が発生し、簡易検査陽性後、警戒体制に入った時点で、その後の防疫措置スケジュール等について、畜産課から危機管理課を通じて自衛隊に情報提供し、その後の遺伝子検査において、疑似患畜と決定された場合は、知事から自衛隊の派遣を要請することとしている。

(注) 当省の調査結果による。

(2) 家畜の殺処分に関する人員の確保

都道府県における家畜の殺処分に関する人員確保について、防疫指針では前述のとおり、都道府県は家畜伝染病発生時において防疫計画を策定の上、農林水産省に報告することとされている。また、都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難な場合には、農林水産省、他の都道府県等からの派遣を要請し、なお人員が不足する場合には、自衛隊への派遣要請を検討し、自衛隊等の関係機関に協力を要請する場合、農林水産省と調整することとされている。

さらに、農林水産省は、令和 2 年度、家畜伝染病が多発したことを踏まえ、当省の調査実施中に防疫指針の一部変更を行っており、都道府県における人員確保に関して、事前の備えとして都道府県内最大規模の農場における発生を想定した動員計画を策定し、農林水産省に報告することとされた。動員計画の策定に当たっては、都道府県を挙げた動員体制とすることが明記されたほか、都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難な場合には、農林水産省、他の都道府県等からの派遣について、事前に農林水産省と協議し、なお困難な場合には、自衛隊への派遣要請について、事前に農林水産省と調整することとされている（参考）。

このことに関し、家畜伝染病に係る自衛隊災害派遣の状況を踏まえ、防衛省からは、家畜伝染病対策は、自治体の責務であり、自助・共助の努力を促進していただき、都道府県による防疫措置要領及び関係機関の協力を含む動員計画の整備並びに所要の教育を実施することを要望するとの意見があった（注1）。

（注1） 自衛隊における家畜伝染病に関する災害派遣活動について、高病原性鳥インフルエンザに係る自治体からの災害派遣要請は 11 月頃から実施されるが、この時期は陸上自衛隊の部隊にとって大規模な訓練を実施する訓練最盛期に当たり、一部の訓練を中止・短縮した例もあったとしている。

（参考）「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（抄）

第 2 章 発生予防対策

第 1 節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

第 2-2 発生に備えた体制の構築・強化

2 都道府県の取組

(1) 発生時に円滑に初動防疫対応を実施することができるよう、都道府県内の最大規模の農場における発生を想定し、以下の点に留意して動員計画及び必要となる資材の調達計画を事前に策定し、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

- ① 家畜衛生担当部局、畜産・農業関係団体のみではなく、家畜衛生担当部局以外の都道府県職員及び畜産・農業関係以外の団体を含む都道府県を挙げた動員体制とするとともに、事前に関係者との合意形成を図る。
- ② 都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難であることが見込まれる場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣について、事前に動物衛生課と協議する。また、なお困難であることが見込まれる場合には、自衛隊への派遣要請について、事前に動物衛生課と調整する。

- ③・④ (略)
(2)～(8) (略)

ア 調査対象都道府県における動員計画の策定状況

今回調査した 45 都道府県では、令和 3 年 10 月の防疫指針の一部変更以前から、全てで豚熱又は高病原性鳥インフルエンザに係る独自の動員計画が策定されていた。

また、これらの動員計画における動員予定の機関を調査したところ、i) 市町村は 23 都道府県 (51.1%)、ii) 関係団体は 30 都道府県 (66.7%)、iii) 国 (地方農政局等) は 26 都道府県 (57.8%) であった。また、i)～iii) のいずれの動員も想定されていないものが 6 都道府県 (13.3%) あった。

これらの機関の動員が想定されていない理由について、都道府県では、i) 市町村職員について、消毒ポイントの運営や焼却場所の確保など土地勘を生かせる作業に動員していること、ii) 関係団体について、例えば、農業協同組合は養牛には精通しているものの、養豚や養鶏の分野の活動は活発でないことから、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫作業への協力を得ることが困難であること、iii) 地方農政局の職員について、班体制が編成可能なほどの人数が派遣されるかをあらかじめ見込むことが困難であること (注 2) 等のほか、派遣人数が少数である機関に派遣要請するよりも、作業効率やまん延防止の観点から、多数派遣できる自衛隊に一元的に派遣要請を行う方が効率的とするものもあった。

(注 2) 農林水産省に対して地方農政局等の職員の派遣の考え方について聴取したところ、原則として地方農政局等の職員の派遣人数については都道府県からの要望に応じて調整するとしている。地方農政局等の職員の派遣が結果的に少人数になる場合もあるが、少人数であっても都道府県職員等の殺処分の班体制に組み込めるので作業要員として活用できるとしている。

イ 家畜伝染病発生時における対応状況

実地調査した 17 都道府県のうち、自衛隊派遣事例のある 14 都道府県では、アの動員計画で市町村や関係団体等の動員が想定されており、i) 市町村は 8 都道府県、ii) 関係団体は 9 都道府県、iii) 国 (地方農政局等) は 10 都道府県であった。

上記 14 都道府県のうち、i)～iii) のいずれの動員も想定されていないものが 3 都道府県あり、これらの都道府県においては、発生当時、実際にはiii) 国への派遣要請をしていた一方、都道府県職員以外の i) 市町村及び ii) 関係団体に協力を求めることなく自衛隊の派遣要請が行われている状況がみられた。

また、動員計画に市町村や関係団体等の動員を想定していた都道府県の中には、想定していた動員体制では対応できず自衛隊の派遣を要請したものの、殺処分を行う中で、都道府県が自衛隊に当初割り当てていなかった鶏舎まで作業を依頼したことを受け、自衛隊から、都道府県における人員確保について申入れを受けた例がみられた（表 2-(2)-①）。

表 2-(2)-① 家畜伝染病発生時に自衛隊から申入れを受けた例

連続発生事例において、県が想定していた動員体制（県職員、関係団体等）では対応できず、自衛隊に派遣を要請したが、初発事例で県が当初自衛隊に割り当てていない鶏舎まで殺処分を依頼したことを受けて、自衛隊から、「作業主体は県で、国や他県、市町村等の支援を得て全力で対応しても能力が不足する場合に自衛隊が協力する」と申入れがあった。

これを受け、県は、後発事例において新たに、別の関係団体に協力を要請。関係団体については、殺処分作業に関する人員派遣協定を締結していた 3 団体以外の団体にも協力を依頼し、家畜の運搬作業等について支援を受けることができた。今回新たに協力が得られた団体については、人員派遣協定を締結することを検討している。

(注) 当省の調査結果による。

一方で、動員計画に市町村や関係団体等の動員を想定していた都道府県では、平素から i) 都道府県内市町村に対して防疫措置の人員の確保を要請、ii) 農業関係団体と動員について調整などの取組を行い、家畜伝染病発生時に円滑に市町村や関係団体等からの協力を得ている状況がみられた（表 2-(2)-②）。

表 2-(2)-② 市町村や関係団体等の動員に関する取組の例

No.	取 組 例
1	<p>高病原性鳥インフルエンザ全 8 事例において、殺処分人員のうち約 1 割を発生市町村から動員（4,910 人中 513 人（10.4%））し、中には発生市町村からの派遣数が自衛隊派遣数を上回った事例（自衛隊 132 人に対して市町村 196 人）もあった。</p> <p>平素からの取組として、①県防疫マニュアルにおいて、発生市町村が防疫措置等の人員確保を行うことを規定、②県内全ての市町村が独自に防疫マニュアルを作成し、体制を整備するよう県が指導、③高病原性鳥インフルエンザのシーズン前に県から全市町村に対して通知を行い、発生時の人員や資材を確保して防疫対応に万全を期すことを改めて要請などを行っていることが多くの市町村職員を動員できたことにつながっている。（宮崎県）</p>
2	<p>高病原性鳥インフルエンザへの対応に際し、農業協同組合等の農業関係団体 14 団体を含む 16 団体から 4 日間で計 68 人を殺処分作業等に動員した。</p> <p>平素から農業関係団体と動員について調整を図っていたことにより、一定数の動員を行うことができた。（岡山県）</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の人数は全て延べ人数で計上した。

(3) 災害派遣活動時における自衛隊との連携

家畜伝染病に係る殺処分は、第一義的には所有者の義務であるが、まん延防止のため緊急の必要があるときは都道府県の事務とされており、その際は都道府県職員のほか、市町村、関係団体等の協力を得て対応することが望ましいが、甚大な被害の発生時には、自衛隊の協力を得ることがやむを得ない場合もあるものとする。

そのような場合に、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行われるためには、都道府県において、家畜伝染病発生時に関係機関から協力を得るための仕組みを整備しておくとともに、自衛隊を含めた関係機関と平素から連携を図っておくことが重要である。

防疫指針では、平時からの取組として、都道府県は、関係機関との間で連絡窓口の明確化、家畜の飼養状況、動員計画等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備することなどが求められている。また、農林水産省は、都道府県における関係機関との連携状況を把握し、必要な指導及び助言を行うこととされている（参考1、2）。

農林水産省では、家畜伝染病発生時における自衛隊派遣に関する都道府県との調整の際に、家畜伝染病の感染拡大防止の観点から特に緊急性の高い作業の優先順位付けを行うよう従前から指導しているほか、令和2年度に大規模農場において家畜伝染病が連続発生したことを踏まえ、3年3月及び10月に防疫指針等に大規模農場においては発生豚（鶏）舎等の殺処分を優先して行う等迅速な防疫措置を図るための作業の優先順位付けを実施することを盛り込み、都道府県に対しては、感染リスクが高く緊急性が高いため優先的に殺処分を実施する必要がある鶏舎をまずは自衛隊に依頼するなど、緊急性を考慮の上、自衛隊と調整するよう助言しているとしている。

このことに関し、家畜伝染病に係る自衛隊災害派遣の状況を踏まえ、防衛省からは、i) 部隊と自治体との間の作業分担に係る事前調整を適切に実施すること、ii) 緊急性、公共性及び非代替性を踏まえた上で、緊急性・優先順位の高い豚（鶏）舎等を自衛隊が担当し、自衛隊の活動終了後、自衛隊は撤収するといった作業分担を要望する意見もあった。

（参考1）「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（抄）

第2章 発生予防対策

第1節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

第2-1 平時からの取組

1 農林水産省の取組

(1) ～ (4) (略)

(5) 各都道府県の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を

図るため、飼養衛生管理指導等指針を策定し、都道府県に対し、必要な指導及び助言を行う。また、必要に応じて、都道府県が取り組む人材育成を支援する。

第2-2 発生に備えた体制の構築・強化

2 都道府県の取組

(1)～(4) (略)

(5) 発生時には、都道府県内の危機管理部局等の関係部局及び近隣の都道府県との連携や、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との間で連絡窓口の明確化、地域の豚等の飼養状況、(1)に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画、(2)から(4)までの取組状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。

(6)～(8) (略)

(参考2) 「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」(抄)

【留意事項49】防疫措置に必要な人員の確保に関する事項

1～4 (略)

5 都道府県は、他の都道府県又は関係機関に協力を要請する場合、作業体制、作業要領、後方支援、報道対応等に係る方針(役割分担及び派遣期間を含む。)を明確にし、速やかに殺処分等の防疫措置が実施できるようにする。

【留意事項50】発生農場における防疫措置の実施に関する事項

1・2 (略)

3 都道府県は、大規模農場において防疫措置が必要となった場合、感染拡大防止の観点から、農場ごとの飼養状況、発生状況、畜舎の構造・設備、周辺の環境(周辺農場数、豚等の飼養密度等)等を考慮の上、防疫指針第5の2の患畜又は初発の疑似患畜が確認された豚舎及びその周辺豚舎で飼養されている豚等、臨床症状が確認されている豚等との殺を優先して行う等迅速な防疫措置を図るため作業の優先順位付けを実施すること。

4・5 (略)

ア 調査対象都道府県における自衛隊との役割分担の設定状況

今回調査した45都道府県のうち、殺処分に関する自衛隊との役割分担について定めているとするものは、豚熱が10都道府県(22.2%)、高病原性鳥インフルエンザが13都道府県(28.9%)であった。その内容については、自衛隊に依頼する殺処分作業の内容について具体的に定められている例がみられる一方、中には、依頼作業に殺処分以外の作業(消毒等)が含まれている例もみられた。

また、役割分担を定めていない理由について、都道府県では、飼養規模や豚(鶏)舎の構造等が農場ごとに異なるため、家畜伝染病発生の都度、自衛隊と調整して役割分担を決定していること等を挙げているほか、自衛隊に対し、平時の打合せの中で依頼する作業を示しているとするものもあった。

イ 家畜伝染病発生時における対応状況

実地調査した17都道府県のうち、自衛隊派遣事例のある14都道府県で自衛隊との役割分担を定めていたとするものは、豚熱が3都道府県、高病原性鳥インフルエンザが4都道府県であった。

自衛隊との役割分担を定めていなかった都道府県では、役割分担が不明確な状況で派遣要請が行われた結果、自衛隊の派遣要請後に活動内容を調整することとなった例などがみられた（表 2-(3)-①）。

表 2-(3)-① 自衛隊との役割分担が不明確な状況で災害派遣活動が行われた例

No.	例の内容
1	自衛隊との役割分担について定めておらず、家畜の殺処分の際、自衛隊が作業に入る鶏舎や作業内容を決めることになった。自衛隊は、捕鳥、殺処分作業を受け持ち、県職員はポリバケツの運搬、フレコンバックへの投入等の後方支援を行った。
2	連続発生事例のうち、初発事例では派遣要請時に自衛隊が担当する作業範囲を明確にしておらず、体力的に優位で作業速度が速い自衛隊が結果的に大部分を殺処分することとなった。そのため、後発事例では、他の農場にまん延させるリスクが高い鶏舎を自衛隊が担当する対応を講ずることとし、自衛隊が殺処分を分担する鶏舎を派遣要請文書にも明記した。
3	自衛隊から県と自衛隊の業務分担を明確にすべきとの申入れがあり、県、自衛隊、農林水産省の三者による協議を行い、班編成、作業内容、対象豚舎の分担、優先順位等を整理したが、緊急性の高い豚舎を対応する自衛隊より県の担当分が早く終了する状況が発生した。その要因として、事後の検証では自衛隊から以下の意見が挙げられた。 i) 三者協議では豚舎のみによる調整で、豚種・豚数による考察は未実施であった。 ii) 自衛隊はシームレスな交代をしていたが、ローテーション時期に獣医等がそろわず、活動が停滞した。

(注) 当省の調査結果による。

また、自衛隊との役割分担を定めていた都道府県では、農林水産省による緊急性の高い作業の優先順位付けに関する指導が必ずしも認識されておらず、発生事例において、当初想定していた分担と異なり、より作業を限定して派遣要請を行うこととなった例がみられた（表 2-(3)-②）。

このような事例もみられたところ、農林水産省では、都道府県への優先順位付けの指導について、令和 3 年 3 月及び 10 月の防疫指針等の一部変更までの間は家畜伝染病発生時に個別に行われていたものの、平時においては、3 年 1 月及び 7 月に農林水産省が開催した都道府県担当者を対象とした 3 回の全国会議で説明が行われたのみとなっている。

表 2-(3)-② 自衛隊との役割分担が都道府県の定めの内容と異なった例

No.	例の内容
1	県防疫マニュアルにおいて、自衛隊の役割分担を、殺処分、焼埋却、消毒作業としており、さらに毎年、作業内容等についての自衛隊との打合せを行っていたものの、発生時において、農林水産省から、自衛隊で対応できるのは殺処分のみと説明を受け、当該作業のみ依頼した。
2	県で定める指針において、自衛隊の役割を i) 埋設場所の掘削、ii) 殺処分後の死体・汚染物品の運搬及び埋却、iii) 発生農場の清掃・消毒作業、iv) その他必要な活動と定めていたが、発生時における畜産課、防災統括室及び自衛隊リエゾンとの三者協議で、自衛隊から対応可能作業は殺処分のみとの提示を受けた。殺処分のみを対応することについて、事前に承知していなかった。

(注) 当省の調査結果による。

一方で、家畜伝染病発生時に自衛隊の派遣を要請した都道府県において、殺処分作業の進行管理が自衛隊主導となったことを踏まえ、自衛隊に依頼する作業内容について、緊急性を考慮して感染リスクの高い発生鶏舎に限定することとして役割分担の見直しを図った例がみられた（表 2-(3)-③）。

表 2-(3)-③ 自衛隊との役割分担の見直しを図った例

<p>i) 発生事例において、自衛隊の作業速度が県職員と比較して大幅に早いことから作業の進行管理が自衛隊主導となったこと、ii) 農林水産省から、同省と防衛省との相談の結果、発生鶏舎やその隣接鶏舎など、感染リスクが高く緊急性が高いため優先的に殺処分を実施する必要がある鶏舎をまずは自衛隊に依頼し、その他の鶏舎は県担当とすることが妥当との助言があったことを踏まえ、県下最大規模農場における高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応計画では、自衛隊は、周囲の鶏舎への感染リスクが高い発生鶏舎及び隣接鶏舎を担当し、その他の鶏舎を県職員担当とした。</p>

(注) 当省の調査結果による。

3 その他の取組の実施状況

家畜伝染病発生時に都道府県において円滑に初動防疫対応が実施できるよう、前述のとおり、令和3年10月1日に一部変更された防疫指針では、都道府県は、i) 都道府県内の最大規模の農場における発生を想定した動員計画を事前に策定し、農林水産省に報告すること、ii) 都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難な場合には、自衛隊を含めた関係機関への派遣要請について、事前に農林水産省と協議・調整すること等が規定された。

農林水産省は、この変更に当たり、都道府県に対し、「農林水産省鳥インフルエンザ・豚熱・アフリカ豚熱合同防疫対策本部を踏まえた今後の対応について（第2報）」（令和3年9月2日付け3消安第3079号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）を发出し、当該動員計画を令和3年10月1日までに提出することを求めているが、4年2月2日現在、一部の都道府県では提出されていない（表3-①）。

また、農林水産省が提出を受けた動員計画をみると、その多くは防疫指針に規定された24時間以内に殺処分を完了する目安を上回る飼養規模であるため、単純な比較は困難であるものの、中には、i) 都道府県職員のみでの動員を想定しているもの、ii) 自衛隊の派遣要請を想定せざるを得ない規模であるものの、都道府県内の動員のみによる対応を想定しているもの等があり、これらにおいては殺処分の完了までに長期を要する見込みとなっているものがみられ、迅速な防疫措置を行い得ない状況となっている（注）（表3-②）。

このような状況に関し、前述のとおり、防疫指針では関係機関への派遣要請について農林水産省と都道府県との間で協議・調整を行うこととされているが、提出を受けた動員計画について、農林水産省から都道府県に対する指導等は行われていない。

（注）今回調査した発生事例における殺処分完了までの日数は、豚熱については令和3年4月に栃木県那須塩原市の農場で発生した事例における22日間で、高病原性鳥インフルエンザについては3年2月に千葉県多古町の農場で発生した事例における16日間で、それぞれ最長であった。

表3-① 調査対象都道府県における農林水産省への動員計画の提出状況

区分	都道府県数	
	豚熱	高病原性鳥インフルエンザ
提出している	41 (91.1%)	45 (100%)
提出していない	4 (8.9%)	0 (0%)
計	45 (100%)	45 (100%)

（注）1 当省の調査結果による。

2 () 内は、構成比を示す。

表 3-② 調査対象都道府県が策定した動員計画の概要

①豚熱

飼養規模	都道府県数	動員元				殺処分完了までの日数 (単位：日)
		都道府県 (家畜衛生担当部 局以外)	市町村、 関係団体 等	農林水産 省、他都 道府県	自衛隊	
5,000 頭未満	8	7	7	4	1	2～ 9
5,000 頭以上 10,000 頭未満	9	9	7	5	4	2～10
10,000 頭以上	24	24	24	22	18	4～68
計	41	40	38	31	23	

②高病原性鳥インフルエンザ

飼養規模	都道府県数	動員元				殺処分完了までの日数 (単位：日)
		都道府県 (家畜衛生担当部 局以外)	市町村、 関係団体 等	農林水産 省、他都 道府県	自衛隊	
50 万羽未満	23	23	19	9	14	2～ 8
50 万羽以上 100 万羽未満	10	10	10	6	9	6～20
100 万羽以上	12	11	9	9	10	6～33
計	45	44	38	24	33	

- (注) 1 都道府県が農林水産省に提出した動員計画に基づき、当省が作成した。
 2 「動員元」は、殺処分作業への各機関の動員を想定している都道府県数を集計しているが、殺処分以外の作業への動員を含む場合がある。また、動員人数の機関別内訳が示されていないなど、動員元が不明なものがあり、これについては集計に含めていない。

4 まとめ

今回、農林水産省、防衛省及び都道府県を調査した結果、自衛隊の災害派遣に関する家畜伝染病発生時の対応状況や、平素からの取組の状況について、以下のことが明らかになった。

i) 家畜の殺処分に関する人員の確保について、令和3年10月の防疫指針の一部変更以前から都道府県が独自に策定している動員計画に市町村や関係団体等の協力が想定されていないものがみられ、これらの都道府県の中には、家畜伝染病発生時に都道府県職員以外の市町村や関係団体等に協力を求めることなく自衛隊派遣を要請したものがあつた。また、発生当時、市町村や関係団体等の動員を行っている都道府県の中でも、都道府県による動員体制が不十分であるとして、自衛隊からこれらの機関への協力を得るよう求められたものがあつた。

一方、動員計画で市町村や関係団体等の職員の協力を想定し、事前に協力要請などを行うことにより、家畜伝染病発生時に多くの協力を得ている例がみられた(項目2(2))。

ii) 家畜伝染病発生時における都道府県と自衛隊との連携について、自衛隊との役割分担を定めていなかった都道府県では、役割分担が不明確な状況で派遣要請が行われ、自衛隊の派遣要請後に活動内容を調整することとなった例がみられた。また、役割分担を定めていた都道府県では、農林水産省による緊急性の高い作業の優先順位付けに関する指導が必ずしも認識されておらず、発生事例において、当初想定していた分担と異なり、より作業を限定して派遣要請を行うこととなった例がみられた。

このような事例もみられたところ、農林水産省による都道府県への優先順位付けの指導については、令和3年3月及び10月の防疫指針等の一部変更までの間は家畜伝染病発生時に個別に行われていたものの、平時においては、3年1月及び7月に農林水産省が開催した都道府県担当者を対象とした3回の全国会議で説明が行われたのみとなっている。

一方、調査した都道府県の中には、家畜伝染病発生時に殺処分作業の進捗管理が自衛隊主導となってしまったことを踏まえ、自衛隊に依頼する作業内容について緊急性の高いものに限定することとして役割分担の見直しを図った例がみられた(項目2(3))。

iii) 令和3年10月1日までに農林水産省に提出することとされている都道府県内最大規模農場を想定した動員計画の一部について、いまだに提出されていない都道府県がある。また、農林水産省が提出を受けた動員計画の中には、自衛隊を含め関係機関の協力を十分に考慮せずに計画を策定した結果、殺処分の完了までに長期を要する見込みとなっているものがみられ、

迅速な防疫措置が行い得ない状況となっているものがある。また、これらに関し、防疫指針では、関係機関への派遣要請について農林水産省と都道府県との間で協議・調整を行うこととされているが、提出を受けた動員計画について、農林水産省から都道府県に対する指導等は行われていない（項目3）。

【所見】

したがって、農林水産省は、都道府県を挙げた動員計画の策定の推進や、家畜伝染病発生時に都道府県と自衛隊との円滑な連携を図る観点から、以下の取組を進めることが必要である。

- ① 都道府県に対し、家畜の殺処分について市町村や関係団体の協力も得て人員確保を図り、動員計画に反映させるよう促すこと。その際、今回調査において把握した取組例を示すことも有効と考えられる。
- ② 都道府県に対し、家畜の殺処分に関する自衛隊との役割分担について検討する際に、緊急性も考慮した上で適切なものとするよう促すこと。その際、今回調査において把握した役割分担の例を明示することも有効と考えられる。
- ③ 都道府県内最大規模農場を想定した動員計画が未策定の都道府県に対し、策定を促すこと。また、報告を受けた動員計画について、迅速な防疫措置を実施するために実効性のあるものとなるよう、指導を実施すること。

〔資料〕

資料目次

資料 1-①	豚熱及び高病原性鳥インフルエンザの概要	25
資料 1-②	家畜伝染病発生時における殺処分作業の流れ（例）	26
資料 1-③	豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ発生に係る自衛隊災害派遣の概要（例）	27
資料 2-①	自衛隊派遣の要請手続について都道府県が定めている指針等の例	28
資料 2-②	家畜の殺処分に関する動員計画の例	30
資料 2-③	市町村の防疫措置への動員について定めている例（宮崎県）	31
資料 2-④	自衛隊が行う作業内容について都道府県が定めている例	32
資料 2-⑤	自衛隊の派遣要請文書に依頼作業を明記している例（千葉県）	33
資料 3-①	「農林水産省鳥インフルエンザ・豚熱・アフリカ豚熱合同防疫対策本部を踏まえた今後の対応について（第2報）」（令和3年9月2日付け3消安第3079号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）（抜粋）	36

資料 1-① 豚熱及び高病原性鳥インフルエンザの概要

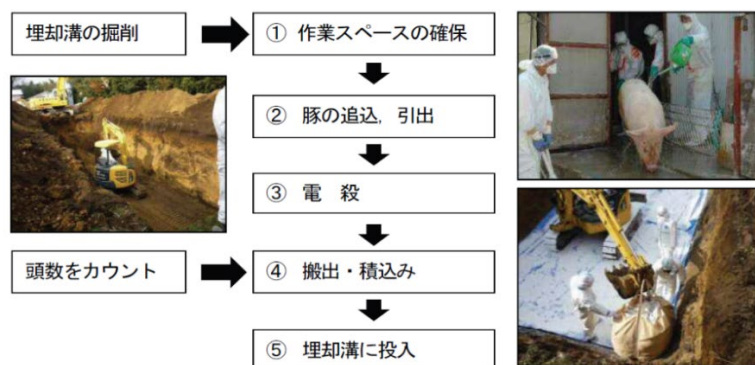
疾病名	概要
豚熱	<p>CSF ウイルスにより起こる豚、いのししの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴</p> <p>感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排せつし、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大</p> <p>治療法は無く、発生した場合の家畜業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法で家畜伝染病に指定</p> <p>世界各国に分布しているが、北米、オーストラリア、スウェーデン等では清浄化を達成</p>
高病原性鳥インフルエンザ	<p>A型インフルエンザウイルスが引き起こす鳥の病気に感染するA型インフルエンザウイルスをまとめて鳥インフルエンザウイルスといい、家畜伝染病予防法では、鳥インフルエンザを家きん（ニワトリ、七面鳥等）に対する病原性やウイルスの型によって、「高病原性鳥インフルエンザ」、「低病原性鳥インフルエンザ」などに区別される。</p> <p>家きんで高病原性鳥インフルエンザが発生すると、その多くが死亡する。一方、家きんで低病原性鳥インフルエンザが発生すると、症状が出ない場合もあれば、せきや粗い呼吸などの軽い呼吸器症状が出たり産卵率が下がったりする場合もある。</p>

(注) 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

資料 1-② 家畜伝染病発生時における殺処分作業の流れ（例）

【豚熱】

「鹿児島県豚熱（CSF）防疫対策マニュアル」（令和2年4月）（抜粋）



【高病原性鳥インフルエンザ】

「鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ等防疫対策マニュアル」（令和3年3月）（抜粋）

<殺処分作業の流れ>



(注) 豚熱の電殺については、獣医師が行う（自衛隊が派遣された場合も行わない。）。

資料 1-③ 豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ発生に係る自衛隊災害派遣の概要 (例)

(お知らせ)

※ 数値等は全て速報値のため、今後変更される可能性があります。

栃木県那須塩原市における豚熱(CSF)発生に係る災害派遣について

令和3年4月20日
防衛省

概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 4月16日(金)、栃木県那須塩原市に所在する養豚農場2カ所(農場飼養頭数:約28,000頭)において豚熱(CSF)の疑いが発生し、17日(土)に検査を実施した結果、豚熱(CSF)陽性判定(疫学関連農場1カ所(殺処分対象:約9,000頭))。 ○ 4月17日(土)1800、栃木県知事から陸上自衛隊第12特科隊長(宇都宮駐屯地)に対し、豚の殺処分等の支援に係る災害派遣を要請、同時刻受理。 ○ 4月18日(日)0200、第12特科隊(宇都宮駐屯地)を基幹とする部隊が現場において活動を開始。 ○ 栃木県から要請を受けていた全ての作業が終了し、じ後の防疫措置は自治体のみで対応可能となったことから、4月20日(火)1300、栃木県知事から陸上自衛隊第12特科隊長に対して災害派遣撤収要請があり、活動を終了。
活動部隊	陸上自衛隊 第12特科隊(宇都宮駐屯地)
活動態勢	約200名態勢(第12特科隊を基幹とする3個対処部隊(各隊約60名)を編成し、6時間ローテーションにより24時間態勢で対応 ※後方支援要員等を含む)
活動内容	豚舎内における豚の追い込み作業、殺処分した豚の積載等



【参考】今回の活動の様子



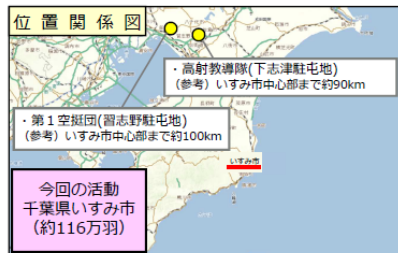
(お知らせ)

※ 数値等は全て速報値のため、今後変更される可能性があります。

千葉県における鳥インフルエンザ発生に係る災害派遣について

令和2年12月31日
防衛省

概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 12月23日(水)、千葉県いすみ市に所在する養鶏場(約116万羽)において鳥インフルエンザの疑いが発生。24日(木)、検査の結果、鳥インフルエンザ陽性が確定。 ○ 24日(木)1000、千葉県知事から陸上自衛隊第1空挺団長(習志野駐屯地)に対し、鶏の殺処分等の支援に係る災害派遣を要請。 ○ 24日(木)1738以降、第1空挺団(習志野駐屯地)及び高射教導隊(下志津駐屯地)を基幹とする対処部隊が殺処分等を開始。 ○ 31日(木)1200、自衛隊に割り当てられた殺処分が完了し、じ後の防疫措置は自治体のみで対応可能となったことから、千葉県知事から陸上自衛隊第1空挺団長(習志野駐屯地)に対して災害派遣撤収要請があり、活動を終了。
活動部隊	○ 陸上自衛隊第1空挺団(習志野駐屯地)、高射教導隊(下志津駐屯地)等
活動態勢	○ 約650名態勢(第1空挺団及び高射教導隊を基幹とする合計8個対処部隊(各隊約50名)を編成し、ローテーション勤務による24時間態勢で対応) ※後方支援要員を含む
活動内容	○ 養鶏場内における鶏の殺処分等



【参考】今回の活動の様子



(注) 防衛省資料による。

資料 2-① 自衛隊派遣の要請手続について都道府県が定めている指針等の例

「栃木県鳥インフルエンザ初動防疫対応マニュアル」（平成 31 年 2 月）（抜粋）

（県対策本部：総括班）調整グループ業務マニュアル

第 1 段階 異常家さんの発見の届出（第 1 報）

2 情報伝達

畜産振興課企画経営担当は、異常家さんの届出があった農場の情報を家畜衛生担当から提供を受け、農政課、保健福祉課、健康増進課、生活衛生課及び危機管理課へ緊急連絡第 1 報により連絡する。

なお、危機管理課へは、自衛隊宇都宮駐屯地への情報伝達を依頼する。

第 2 段階 農場簡易検査（第 2 報）

6 自衛隊派遣の連絡調整依頼

当該農場の飼養規模が大きいなど、24 時間以内の殺処分が県で対応できないと想定される場合は、危機管理課へ自衛隊派遣の連絡調整（リエゾン派遣調整）依頼を行う。

なお、飼養規模が大きくない場合であっても危機管理課をとおして、自衛隊宇都宮駐屯地へ情報提供する。

自衛隊派遣依頼については、動物衛生課と事前に協議（家畜衛生担当）した上で行うこととし、派遣依頼する際には、農政課へその旨報告する。

第 3 段階 県央家保簡易検査（第 3 報）

6 県対策本部の設置準備及び会議開催準備

県対策本部会議設置場所の設営及び会議開催の準備を行う。

【主な会議内容】

○本部会議第 1 回は以下の項目について協議し、2 回目以降は必要事項について協議を行う。

- ・自衛隊派遣要請の決定（大規模農場等で発生した場合）

（県対策本部：家さん防疫対策班）防疫指導グループ業務マニュアル

第 2 段階 農場簡易検査（第 2 報）

1 第 2 報の連絡、共有

(2) 動物衛生課への報告

ア 自衛隊の派遣について協議（当該農場の飼養規模による）

※ 危機管理課との調整は、企画経営担当が行う。

第 3 段階 県央家保簡易検査（第 3 報）

1 情報の連絡、共有

(3) 自衛隊宇都宮駐屯地

宇都宮駐屯地から派遣された連絡調整員（リエゾン）と防疫作業計画、想定作業、集合施設現場リーダー、防疫対応 G L、農場 T L の連絡先の情報を提供する。

第 4 段階 病性の判定（疑似患畜の確認）（第 4 報）

2 自衛隊の派遣要請（必要に応じて）

宇都宮駐屯地から派遣された連絡調整員（リエゾン）をとおして要請するとともに、危機管理課へ報告する（自衛隊派遣要請の手続き等については、リエゾンと調整）。

(注) 下線部は、当省が付した。

「鹿児島県 CSF 及び ASF 防疫対策時の自衛隊災害派遣対応要領」（令和 2 年 3 月）（抜粋）

2 派遣要請

(2) 要請手続

ウ 要請手順

(7) 情報提供

a 異常家畜の届出を受け、家畜保健衛生所が実施する抗原検査、抗体検査で陽性が確認された場合には、県は自衛隊に速やかに情報を提供する。

b 県から自衛隊への情報提供については、畜産課と調整の上、危機管理課が実施する。

(4) 協議

a 要請基準に該当する場合には、CSF 等対策本部（以下「県対策本部」という。）は、CSF に関する特定家畜伝染病防疫指針第 6 の 4（2）の規定による自衛隊の派遣要請の実施について、農林水産省消費・安全局動物衛生課と協議の上、派遣に係る期間、区域、規模及び活動内容（殺処分、清掃・消毒、埋却等。以下同じ。）等について、自衛隊と協議を開始する。

b 農林水産省消費・安全局動物衛生課との協議については、畜産課が実施し、自衛隊との協議については、畜産課と調整の上、危機管理課が実施する。

(7) 要請

a 協議の結果、自衛隊の派遣が必要と判断された場合には、知事は、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定により、災害派遣を要請する。

b 災害派遣の要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

(a) 派遣理由

(b) 派遣に係る期間、区域、規模及び活動内容

(c) その他参考となるべき事項

c 災害派遣の要請については、文書により行い、危機管理課が担当する。

3 派遣要請後の調整

(1) 県対策本部

ア 県対策本部は、自衛隊が円滑に活動できるように、CSF、又は ASF が発生した市町村等との業務分担及びその他必要な事項について調整する。

イ 県対策本部における自衛隊との調整については、畜産課が実施し、危機管理課は当該調整を支援する。

ウ 県対策本部に自衛隊連絡員が派遣される場合には、畜産課は、活動場所として会議室等を確保し、危機管理課は宿泊場所を確保する。

(2) 現地対策本部

ア 現地対策本部は、現地において自衛隊が円滑に活動できるように、具体的な活動内容等について調整する。

イ 現地対策本部における自衛隊との調整については、畜産課が実施する。

ウ 現地対策本部は、現地の庁舎内等に自衛隊の現地連絡所を設置する。

エ 現地対策本部は、要員の中から、派遣部隊との連絡を担当する者を指名し、派遣部隊が到着後直ちに活動を開始できるよう準備するとともに、派遣部隊の長及び自衛隊連絡員と次の事項について調整する。

(ア) 活動に関する事項 活動内容、活動内容毎に必要な人員、活動時期、活動場所、移動手段、移動時刻及び移動経路

(イ)～(エ) (略)

(注) 下線部は、当省が付した。

資料 2-② 家畜の殺処分に関する動員計画の例

「香川県鳥インフルエンザ動員計画」 (抜粋)

月日	班	作業時間	業務	〇〇町〇〇農場																							
				採卵鶏									800,000		羽												
				人数									連携														
				獣医	県水	他	自衛隊	市町	農政	産廃	ベスト	J A	計	早稲	鶏	埋却	焼却	卵	工サ	屠							
1	O/O(O)	6班	5-9	殺処分	4	10	40	80	20	30			2	180	3	4%											
	O/O(O)	1班	9-13	殺処分・ 殺処分・ 殺処分	4	10	40	80	20	30			2	4	180	3	8%								計		
		2班	13-17	殺処分・ 殺処分・ 殺処分	4	10	40	80	20	30			2	4	180	3	12%		4%							計	
		3班	17-21	殺処分	4	10	40	80	20	30			2		180		16%										
		4班	21-1	殺処分	4	10	40	80	20	30			2		180		20%										
		5班	1-5	殺処分	4	10	40	80	20	30			2		180	3	24%										
		6班	5-9	殺処分	4	10	40	80	20	30			2		180		28%										計
2	O/O(O)	1班	9-13	殺処分・ 殺処分・ 殺処分	4	10	40	80	20	30			2	4	180	3	32%									計	
		2班	13-17	殺処分・ 殺処分・ 殺処分	4	10	40	80	20	30			2	4	180	3	36%		8%							計	
		3班	17-21	殺処分	4	10	40	80	20	30			2		180		40%										
		4班	21-1	殺処分	4	10	40	80	20	30			2		180		44%										
		5班	1-5	殺処分	4	10	40	80	20	30			2		180	3	48%										
		6班	5-9	殺処分	4	10	40	80	20	30			2		180		28%										計
3	O/O(O)	1班	9-13	殺処分・ 殺処分・ 殺処分	4	10	40	80	20	30	50		2	4	230		52%	5%								計	
		2班	13-17	殺処分・ 殺処分・ 殺処分	4	10	40	80	20	30	50		2	4	230	3	80%	15%	13%								計
		3班	17-21	殺処分	4	10	40	80	20	30			2		180		84%										
		4班	21-1	殺処分	4	10	40	80	20	30			2		180		88%										
		5班	1-5	殺処分	4	10	40	80	20	30			2		180	3	72%										
		6班	5-9	殺処分	4	10	40	80	20	30	50		2		230		78%	20%									計
4	O/O(O)	1班	9-13	殺処分・ 殺処分・ 殺処分	4	10	40	80	20	30	50		2	4	230		80%	25%									計
		2班	13-17	殺処分・ 殺処分・ 殺処分	4	10	40	80	20	30	50		2	4	230	3	84%	30%	17%								計
		3班	17-21	殺処分	4	10	40	80	20	30			2		180		88%										
		4班	21-1	殺処分	4	10	40	80	20	30			2		180		92%										
		5班	1-5	殺処分	4	10	40	80	20	30			2		180	3	96%										
		6班	5-9	殺処分	4	10	40	80	20	30	50		2		230		100%	35%									計
5	O/O(O)	1班	9-13	殺処分・ 殺処分・ 殺処分	4	10	40		20	30	50		2	4	150			40%		10%	10%						計
		2班	13-17	殺処分・ 殺処分・ 殺処分	4	10	40		20	30	50		2	4	150	3		45%	21%	20%	20%						計
		3班	17-21										2		0												
		4班	21-1										2		0												
		5班	1-5										2		0	3											
		6班	5-9	殺処分・ 殺処分		10	10		10	10	50		2	4	90			50%		30%	30%						
6	O/O(O)	1班	9-13	殺処分・ 殺処分・ 殺処分		10	10		10	10	50		2	4	90			55%		40%	40%						計
		2班	13-17	殺処分・ 殺処分・ 殺処分		10	10		10	10	50		2	4	90	3		80%	25%	50%	50%						計
		3班	17-21										2		0												

資料 2-③ 市町村の防疫措置への動員について定めている例（宮崎県）

<p>「宮崎県高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」 （平成 27 年 11 月最終改正）（抜粋）</p>	<p>第 4 章 防疫措置 第 4 病性決定時の措置 3 発生市町村の対応 (1) 病性決定時、直ちに市町村長を本部長とする市町村対策本部を設置するとともに、県の現地対策本部と十分連携しながら、円滑な防疫措置を実施する。 (2) ～ (12) (略) (13) 人員の確保 防疫措置及び発生状況・清浄性確認検査等を円滑に行うため、防疫従事者、検査時の同行者及び消毒ポイント等の人員の確保を行う。 (14) (略)</p>
<p>「宮崎市家畜伝染病防疫マニュアル」 （令和 3 年 4 月）（抜粋）</p>	<p>2 防疫対策の概要 (2) 発生時の対応 万が一に備え、円滑な防疫措置を講じることができるよう、日頃から防疫会議の開催及び発生を想定した通報・連絡体制の確認、防疫演習等を実施し、危機管理体制の構築に努める必要がある。市の業務は、主に県の対策本部と連携を密にとりながらの作業となる。 (3) 発生レベルと対応 4) 〈レベル 4〉：市内または近隣市町における発生時・・・『非常態勢』 発生状況や防疫措置の徹底について、関係する農家や団体等に速やかに文書を配布するとともに、ホームページの開設や相談窓口の設置、市民や観光客等への情報提供に努め、議員や農業委員へ FAX により情報提供を行う。 また、庁内においては、情報の収集・分析等を円滑に実施するため、市長を本部長とする対策本部と事務を補完するため、現地対策本部を設置し、県の対策本部との連携の下、宮崎市家畜伝染病防疫マニュアルに基づき、円滑な防疫対策を行うものとする。</p> <p>3 家畜伝染病防疫体制措置の概要（時系列） (8) その他 1) 総務班 県職員が行う殺処分作業については、県内で連続して発生した場合や飼養規模が大きい農場の場合等に、作業員不足が生じ、市に動員要請があることも考えられるため、人員確保について検討しておく必要がある。 また、万が一に備えて、市における殺処分・埋却作業に対する体制を整えておく必要がある。</p>


資料 2-④ 自衛隊が行う作業内容について都道府県が定めている例

<p>「愛知県鳥インフルエンザ対策実施要綱」 (令和3年4月) (抜粋)</p>	<p>第3章 各班共通事項 第4 自衛隊派遣時の防疫対応 8 防疫措置 (4) 作業内容 自衛隊と県の作業は、基本的に農場や畜舎ごとに分担する。そのため、防疫計画と農場図面とで家きん舎番号を統一して割り振る。防疫作業中の自衛隊との調整は、防災安全局職員、情報総括員(県・現地派遣)及び防疫計画推進班発生農場担当(地域)の総括G長(以下、総括G長)が行う。</p>
<p>「富山県高病原性鳥インフルエンザの防疫体制について」 (関係機関との調整方法： H30.3月現在) (抜粋)</p>	<p>13 自衛隊の派遣要請について ・自衛隊は指揮官の命令で作業を行うため、<u>鶏舎単位で業務をまかせること。</u> (略) ・早期に業務を完了するため、4時間ごとに<u>作業進捗の相互確認に基づく役割分担の変更についての現地調整会議を開催する</u>(自衛隊が作業遅延へ協力)。</p>

(注) 下線部は、当省が付した。


資料 2-⑤ 自衛隊の派遣要請文書に依頼作業を明記している例（千葉県）

派遣要請文書（千葉県）



危第 9 8 7 号
令和 3 年 2 月 6 日

陸上自衛隊第 1 空挺団長 様

千葉県知事 鈴木 栄 治 

自衛隊の災害派遣について（要請）

このことについて、自衛隊法第 8 3 条第 1 項の規定により下記のとおり派遣要請
します。

記

- 1 災害の情况及び派遣を要請する事由
 - (1) 災害の状況
旭市内の養鶏場において、高病原性鳥インフルエンザが発生したもの。
 - (2) 派遣を要請する事由
高病原性鳥インフルエンザの感染拡大防止のため、鶏の殺処分を速やかに行う必要があるため。
- 2 派遣を希望する期間
令和 3 年 2 月 6 日午前 10 時 15 分から殺処分が終了するまでの間。
- 3 活動を希望する区域及び活動内容
 - (1) 活動希望区域
旭市内で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された養鶏場及びその周辺。
 - (2) 活動内容
鶏の殺処分。
- 4 その他参考となるべき事項
別添、資料のとおり。

鳥インフルエンザの対応に係る県及び自衛隊の業務区分

1 目的

██████████で発生した鳥インフルエンザへの対応に当たり、県民の安全に影響があり、かつ緊急性のある殺処分に係る作業について千葉県が主体となって実施し、自衛隊は、本来任務に支障のない範囲でこれに協力することを明らかにする。

2 体制

○ 県

- ・ 県が全力で対応しても能力が不足するため、国の機関である自衛隊が協力しているとの観点から、県警察、国・他県、市町の職員等の支援を得て、千葉県庁の全庁を挙げた対応を行う。
- ・ 現地対策本部をサブステーション（海上公民館）に設置し、全般統制を行うとともに県の対応要領について意思決定可能な責任ある立場の者をこれに常駐させる。

○ 自衛隊

本来任務に支障のない範囲で協力体制をとるものとし、細部は第1空挺団長の計画による。

3 作業要領

○ 県

- ・ 匝瑳市における防疫作業を終了したのち、ただちに殺処分に着手する。（8日見込）
- ・ 現地対策本部に責任ある立場の県職員を配置するとともに、日々の作業に当たっては、農場リーダーが鶏舎内で具体的に指示を実施する。
- ・ 作業間は、鶏舎内において常時作業監督を行い、作業終了後は、点検を実施する。
- ・ 作業に必要な資材等を準備する。
- ・ 鶏舎のファンコントロールを適切に実施し、活動人員の作業効率の増大及び異臭による人員への負荷軽減に努める。

○ 自衛隊

- ・ 疑似患畜発生鶏舎（1-B鶏舎：140,240羽）を担当し、殺処分終了後、派遣任務を終了する。
- ・ 作業開始に当たっては、必ず鶏舎内において県職員から指示を受け、作業中の現場指導や、作業終了後の現場確認も県職員から受ける。
- ・ 自衛隊の装備、私物品等は、現場に持ち込まない。

4 後方支援

県は、隊員に対する医療体制を整備する。特にタミフルは、県が用意し、隊員が服用できるようにする。

5 報道

風評被害防止のため、令和2年12月、令和3年1月の災害派遣同様、積極的な報道は控え、自衛隊の派遣規模に関して公開しない。

6 教訓収集

県は、活動の細部を把握し、家畜伝染病対策に係る県としての意見を取り纏め、主体的に鳥インフルエンザ対策を具体化し、問題解決に取り組む。

(注) 千葉県資料による。

資料 3-① 「農林水産省鳥インフルエンザ・豚熱・アフリカ豚熱合同防疫対策本部を踏まえた今後の対応について（第 2 報）」（令和 3 年 9 月 2 日付け 3 消安第 3079 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）
（抜粋）

都道府県は、家畜伝染病予防法施行規則の一部改正案並びに特定家畜伝染病防疫指針及び飼養衛生管理指導等指針の一部変更案に基づく以下の取組を行う。なお、取組の実施スケジュールについては、参考 1 を参考にされたい。

1 都道府県における動員計画及び調達計画の策定及び大規模農場における対応計画の策定

（1）特定家畜伝染病防疫指針一部変更案（別添 1）に基づき、動員計画及び調達計画（参考 2（様式例））を策定し、10 月 1 日までに提出すること。

別添 1 （略）

参考 1 （略）

（注） 下線部は、当省が付した。

参考2 (様式例)

〇〇県動員計画

・県下最大の飼養頭数であるAB農場(採卵鶏50万羽、5鶏舎、敷地外に埋却)を想定した動員計画は、下表のとおり。
 ・殺処分完了までの目安時間は、肉用鶏:5~10万羽で24h、採卵鶏:3~6万羽で24hを参考に防疫措置完了まで1日最大〇人、10日間延べ〇人を見込む。
 ・なお、他の農場については、各対応計画を踏まえ、下表から余剰人員を削って動員計画を作成する予定。

1 動員数

動員日	動員場所	発生農場					埋却				集合施設			消毒ポイント		計		
		総括	作業リーダー(獣医師等)	作業	オペレーター	仮設テント作業	総括	作業リーダー	作業	オペレーター	総括	作業リーダー	作業	作業リーダー	作業			
1日目	必要人数	16	12	360		20												
	県農政部																	
	県家保																	
	県他部局																	
	市町村																	
	県獣医師会																	
	農政局																	
	県外・国																	
	畜産関係団体																	
	その他団体																	
2日目	必要人数																	
	県農政部																	
	県家保																	
	県他部局																	
	市町村																	
	県獣医師会																	
	農政局																	
	県外・国																	
	畜産関係団体																	
	その他団体																	
3日目	必要人数																	
	県農政部																	
	県家保																	
	県他部局																	
	市町村																	
	県獣医師会																	
	農政局																	
	県外・国																	
	畜産関係団体																	
	その他団体																	
4日目	必要人数																	
	県農政部																	
	県家保																	
	県他部局																	
	市町村																	
	県獣医師会																	
	農政局																	
	県外・国																	
	畜産関係団体																	
	その他団体																	
5日目	必要人数																	
	県農政部																	
	県家保																	
	県他部局																	
	市町村																	
	県獣医師会																	
	農政局																	
	県外・国																	
	畜産関係団体																	
	その他団体																	
延べ人数																		

※やむを得ず自衛隊の動員が必要と判断した場合は、その理由と具体的な作業内容を記載すること。

自衛隊の動員数	
1日目	
2日目	
計	